

苫小牧市再生可能エネルギーゾーニング協議会

第1回 協議会資料

令和5年8月29日

・令和4年度作成 ゾーニングマップ(案)について

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ゾーニングマップ(案)の作成手順】

① 既存資料の収集・整理

「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」(令和2年3月、環境省)、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月、環境省)などのガイドライン等を参考とし、ゾーニングに必要な情報等について収集を行った。

主として環境保全等に係る情報	<ul style="list-style-type: none">・ 国立公園、鳥獣保護区、・ 重要な生態系等(植生自然度、ラムサール湿地等)・ 貴重な動植物の生息情報・ 景観
主として社会的調整等に係る情報	<ul style="list-style-type: none">・ 病院などの配慮すべき施設や集落や住居の位置・ 土砂災害に関する指定地域・ 保安林の指定状況・ 漁業や航路など海域の利用・ 土地利用計画

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ゾーニングマップ(案)の作成手順】

② ヒアリング調査

先行利用者、関係者等へのヒアリングにより、苫小牧市における地域の固有状況、現状や課題等を整理し、各情報の重み付け(保全の度合いなど)を行った。

区分	実施日	ヒアリング・協議先
先行利用者	2022/12/12 2023/3/23	苫小牧漁業協同組合
	2023/1/26	苫小牧港管理組合
発電事業者	2022/12/12	民間発電事業者
	2022/12/14	民間発電事業者
	2023/1/24	民間発電事業者
苫小牧東部地域	2023/1/26	株式会社苫東
行政機関	2022/12/14 2023/2/14	国土交通省 北海道局
	2023/1/17	環境省 北海道地方環境事務所
	2023/1/25 2023/3/7	北海道庁 経済部 産業振興局
	2023/2/6	林野庁 胆振森林管理所
有識者	2022/12/13 2023/3/23	公益財団法人 日本野鳥の会
	2023/1/24	学識者(鳥類)
	2023/2/6	学識者(海洋生物)

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ヒアリング結果の概要①】

◆ 海域利用

- ・海域は全て漁業者が利用している。漁業者が利用していない海域は、苫小牧港(掘り込み港)と東港のみである。
- ・苫小牧には漁場生産力があり、漁場を潰すだけのメリットがないと洋上風力導入は厳しいのではないかと。現状のエビデンスでは検討材料があまりに少なく、導入が良いのか悪いのか判断できない。
- ・港湾区域内は漁業権が消失していることから、港湾区域内、漁業権区域内を色分けすることでよいのではないかと。漁業権の有無で重み付が異なる方が腑に落ちる。
- ・東港はフェリー、コンテナ船だけの出入港であるが、西港(掘り込み港)と同じく、東港の前面も航路利用について表現(保全等のエリア)も加えてほしい。
- ・苫小牧港は用地・岸壁に余裕がないため、洋上風力の拠点港となる可能性が低く、室蘭港の補完的な立場になると考えている。但し、石炭利用のための岸壁については、石炭利用が減ってくると今後用途の変更があるだろうと予想している。西港は特に民間整備のバースがある。
- ・苫小牧港は、次世代エネルギー(水素・アンモニアなど)の備蓄・供給拠点となることを視野に入れている。

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ヒアリング結果の概要②】

◆ 行政機関等

- ・国立公園の普通地域について、道の環境審議会では、普通地域は保全地域のバッファーとして位置づけられており、保全すべきと考える先生もいるため、慎重に扱う必要がある。
- ・センシティブティマップの取り扱いについて、種ごとに重み付けを変える手段も考えられるのではないかと。現段階ではセンシティブティマップはすべて調整エリア1で評価しているが、野鳥の会の意見を反映していないのは望ましくないため、意見の出た項目については調整エリア2に設定する、もしくは、いくつかのマップ案を作成しその色分けにした理由をきちんと答えられるようにするのがよいのではないかと。
- ・太陽光のゾーニングマップについて、市街地は調整エリア1で評価しているが、光の反射による影響を訴える人もいるので、反射しないような素材や色を使用するというような条件を条例に入れることも検討するのがよい。
- ・見る人によってはゾーニングマップの青のエリアは再エネ導入可能と考える可能性もあるので、注意書きが必要ではないかと。

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ヒアリング結果の概要③】

◆ 行政機関等

- ・促進区域の意図は、ポジティブゾーニングで再エネを促進するものだと認識しているが、現状の苫小牧ゾーニングマップは、赤色、ピンクの多いネガティブゾーニングになっている印象である。基礎自治体(苫小牧市)として色塗りを公表してしまうと規制(条例)としての効力が発生し、今後の再エネ事業の推進時に大変になるのではないか。
- ・促進区域の設定について、道としては、法律上ダメな所は除外するが、基礎自治体の特性に合わせて考えて行く方針である。環境審議会では、KBAやセンシビティマップ保全エリアを除外すべきとの意見などが上がっているが、これらを考慮してしまうと市町村全域が保全エリアとなる自治体が出てきてしまうため、慎重に協議を進めている。
- ・林野庁では、保安林解除についてガイドラインを公表しているため、保安林を全て赤色(保全エリア)にするというスタンスではない。
- ・保安林解除は、林野庁の保安林解除マニュアルから、それに基づいて行うことになる。

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ヒアリング結果の概要④】

◆ 行政機関等

- ・ 苫小牧東部地域の土地利用の方針、考え方としては、「苫小牧東部開発新計画の進め方【第3期】の優先的開発推進区域の概要図をベースに検討してもらうのが適切である。

◆ 有識者等

- ・ マガンの飛翔ルートは、南下の際は北から西側を抜け、北上は東から弁天沼、ウトナイ湖付近を通るのが主なルートとなる。
- ・ 勇払川河口付近からウトナイ湖周辺は野鳥の渡り、餌場、また、生息地としても重要な環境である。また、弁天沼の周りの950haは、調整池・遊水地とする計画もあることから、その計画地を含めてこの地域は保全エリアとすることを検討してほしい。
- ・ 太陽光ゾーニングマップ案ではウトナイ湖周辺が黄色(調整エリア2)となっているが、太陽光は広い土地面積を占有するため、樹林だけでなく鳥類の生息環境として重要な草地についても、出来る限り保全エリアとすることを検討してほしい。

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ヒアリング結果の概要⑤】

◆ 有識者等

- ・ 苫小牧市自然保全地区のトキサタマップ湿原は保全エリアとして検討してほしい。
- ・ 勇払原野の湿地、造成地を含む草地などからなる開放的な環境(疎林、草原、湿地など)は、チュウヒ、アカモズ、オジロワシなど繁殖、生息環境として特に苫小牧市域では重要な環境であるのに対し、苫東周辺での森林は多くが二次林であり、鳥類にとっては特別に重要な環境ではない。
- ・ 旧静川沼周辺やハンノキ林(低い木々がある場所)などは森林でも比較的重要な場所である。
- ・ 海域では、沿岸の浅瀬でマダラウミスズメが確認されている。また、水深100m付近の沖合ではアホウドリが飛翔も確認されている。
- ・ ホッキ貝(姥貝)は水深7mを中心に砂に潜って生息し、水深12m位まで漁場になる。また、水深10~15mにはアブラ貝(バカ貝)が生息しているため、水深15m以浅は赤色(保全エリア)にするとよいのではないかと。

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ゾーニングマップ(案)の作成手順】

③ ゾーニングエリアの設定

ゾーニングエリアとして、「環境保全エリア」、「調整エリア」、「検討エリア」、「促進検討エリア」の4種別を設定した。

【環境保全エリア】

法令等により立地困難、重大な影響が懸念されるなど、防災、環境保全を最優先することが考えられるエリア

【調整エリア】

環境保全に係る指定地など自然環境への配慮、また、地域住民や先行利用者への配慮を要する調整が必要なエリア

【検討エリア】

法令等による一定の開発規制や利用規制のある指定地、先行する土地利用計画地など、一定の配慮を要する調整事項はあるが、再エネ導入の可能性を検討しうるエリア

【促進検討エリア】

一般的な調整事項があるが、再エネの導入促進を検討しうるエリア

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ゾーニングマップ(案)の作成手順】

④ 各情報への重み付け(情報ごとのエリア分け)

既存情報の収集・整理結果、ヒアリング調査結果をもとに、各種情報に対して環境保全エリア、調整エリア、検討エリア等の設定(情報ごとの重み付け)を行った。

各情報の重み付けには、「環境省ゾーニングマニュアル(第2版)」に示されたエリア種類の考え方、および、環境省令和4年4月1日「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(仮称)」における促進区域の基準、また、地域情報に関しては有識者、関係者へのヒアリング、ゾーニングの先行事例等を参考とした。

No	区分	情報項目	風力	風力促進検討 エリア	風力 検討エリア	風力 調整エリア	環境保全 エリア
14.1	法令等による規制等	国立公園(特別保護地区 第1種特別地域)	○				特別保護地区 第1種特別地域
14.2	法令等による規制等	国立公園(第2種特別地域 第3種特別地域)	○			第2種特別地域 第3種特別地域	
14.3	法令等による規制等	国立公園(普通地域)	○		普通地域		
15	法令等による規制等	北海道緑地保護地区等	○				道指定環境緑地 保護地区等
16	法令等による規制等	市自然環境保全地区	○				市指定自然環境 保全地区

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

④ 各情報への重み付け(情報ごとのエリア分け)

◇ 環境保全エリア情報の抽出

整理した各情報レイヤーについて、法令等により立地困難、重大な影響が懸念されるなど、防災、環境保全を最優先することが考えられる「環境保全エリア」を抽出した。なお、改正温対法第21条第6項の環境省令で定める国の基準による促進区域から「除外すべき区域」※は、すべて環境保全エリアとして設定した。

区分	項目	該当エリア
法令等による規制等	河川・池沼	河川区域を含む
	史跡天然記念物	指定地
	国立公園	特別保護地区※ 第1種特別地域※
	北海道緑地保護地区等	全域
	苫小牧市自然環境保全地区	全域
	鳥獣保護区	特別保護地区※
	保護林	保護林
	土砂災害特別警戒区域	全域
	土砂災害警戒区域	全域
	保安林(国有林)	全域(太陽光発電)
土地利用等	錨泊禁止区域、泊地(検疫錨地)	全域
	ラムサール条約湿地	全域
	福祉施設、医療機関、学校	周囲500m
	住宅地の周辺	住宅地エリア(風力発電)
	用途地域	住居系地域(風力発電)
	船舶通航実態	151隻/月以上
	出光北海道シーバース	周囲1海里(1852m)
ウバガイ等の生息地	水深15m以浅の海域	

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

◇法令等による規制や地域指定のない情報に対する重み付け

(1)騒音等に関する配慮すべき施設からの離隔距離(風力発電のみ対象)

風車(発電機)からの騒音に対して、配慮すべき施設として、医療機関、学校、福祉施設等の周囲500mを「環境保全エリア」、800mを「検討エリア」として設定した。これらの離隔距離は、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)(環境省令和2年3月)」に記載のゾーニング先行事例等を参考とした。

また、住宅が集合するエリアについても「環境保全エリア」として設定した。

(2)鳥類等の重要種情報

苫小牧市には重要な鳥類の生息環境、渡りのルートが存在しており、再エネ導入による鳥類への影響に対する注意喚起が必要である。一方で既存公開情報である、重要種の生息地や集団飛来地は2次メッシュ(約10km×10km)で整備されており、渡りルートについてもその情報スケールや年変動等があることから、そのままエリア設定、重み付けを行うことは難しい。本ゾーニングでは、これら広域の既存情報について一様に「促進検討エリア」の配色でゾーニングマップに示し、ヒアリングにより得られた市内における主要な「マガン等の渡りルート」を「検討エリア」とした。

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

◇法令等による規制、地域指定のない情報に対する重み付け

(3) 海生生物の生息情報

苫小牧市の沿岸全域がホッキガイ(ウバガイ)を始めとした貝類の好漁場であることに加えて、ホッキガイの資源量の状態を見ながら休漁区と操業区を設けるなど、漁業者による資源管理と貝類の育成場としての環境保全が行われている。このため、主要な貝類の生息環境である水深15m以浅の海域については、市域沿岸全体を「環境保全エリア」とした。

(4) 樽前山の眺望景観

苫小牧市域の殆どの場所から眺望することが可能であり、苫小牧市を代表する樽前山周辺の自然景観の保全の観点から、樽前山山頂付近から周囲10kmの範囲を「調整エリア」として設定した。10km離れると大型風車相当である高さ180mの構造物に対する垂直見込角が1°程度となり、景観的には殆ど気にならない距離とされている。「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成25年3月環境省)

令和4年度作成のゾーニングマップ(案)について

【ゾーニングマップ(案)の作成手順】

⑤ ゾーニングマップ(案)の作成

重み付け、エリア区分を行った各情報をGIS上で重ね合わせることで、ゾーニングマップ(案)を作成した。

解析においては、地図上の各場所において複数のエリア区分の情報が重なるが、そのうち最も厳しい評価(環境保全>調整>検討>促進検討)のエリアとなる論理的かつ客観的な評価を行った。

